

建設業退職金共済制度の加入について

- 1 建設業を営んでいる方は、他の退職金制度を利用している場合も含めて、建退共制度への加入、共済証紙または電子申請による退職金ポイントの購入等について、適切に対応してください。

詳細は、建設業退職金共済事業本部のホームページ等で確認してください。

建設業退職金共済事業本部広島県支部

広島市中区八丁堀 1 1 - 2 8 朝日広告ビル 5 階

電話 0 8 2 - 2 2 1 - 0 1 3 8

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

- 2 建設工事の請負人は、共済証紙を購入し、労働者が勤務した日数分の共済証紙を共済手帳に貼付し消印をしてください。工事を下請負に出すときは、共済証紙を下請負人へ配布又は共済証紙購入費を下請負代金へ計上してください。
なお、退職金ポイントを購入した場合は、電子申請専用サイトで就労日数に応じて充当してください。

- 3 市が発注する請負代金額 3 0 0 万円以上の工事の請負人は、原則、電子申請方式による場合は契約締結後 4 0 日以内に、証紙貼付方式による場合は契約後 1 か月以内に掛金収納書を監督員へ提出してください。

雇用する労働者が建退共制度の対象とならない場合はその理由（退職金制度を設けている、中小企業退職金共済に加入している等。）を報告してください。

請負代金額 3 0 0 万円未満の工事の請負人は、監督員から指示を受けた場合に提出又は報告をしてください。

- 4 工事完成時は、建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表を作成し、提出してください。